

指定介護サービス事業所等 実地指導の結果（町田市）
（2023年4月から2024年3月まで）

2024年10月29日現在

実地指導は、サービスを提供する事業所が法令等で定める基準を満たしているかについて確認し、満たしていない部分について改善を求めるために行っています。

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
4月25日	ヘルパーステーション相原	日中通商株式会社	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメント（解決すべき課題の把握）の結果の記録を行っていない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				指定居宅サービス事業者等の担当者に対して個別サービス計画の提出を求めること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
4月25日	ヘルパーステーション相原	日中通商株式会社	訪問介護	指定訪問介護を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録すること。	改善済
				訪問介護計画の作成に当たっては、アセスメントを実施すること。	改善済
				初回加算の算定に当たり、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に同行訪問した旨を記録すること。	改善済
				通院等乗降介助を算定する場合に、身体介護中心型を同時算定しないこと。	改善済
				訪問介護費の算定に誤りがあるので是正すること。	改善済
4月27日	居宅介護支援事業所レガメ町田	社会福祉法人泰政会	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメント（解決すべき課題の把握）を実施していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				指定居宅サービス事業者等の担当者に対して個別サービス計画の提出を求めること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済

実地 指導日	事業所名	法人名	サービス 種別	文書による指摘事項	改善 状況
5月11日	合同会社 八重	合同会社 八重	居宅介護支援	利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
5月18日	グループホームなかまち	医療法人社団愛友会	認知症対応型共同生活介護	身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じ、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。	改善済
				サービス提供体制強化加算（Ⅲ）について、適正に算定すること。	改善済
5月25日	いこいの郷 花梨・成瀬	社会福祉法人永寿会	認知症対応型共同生活介護	アセスメントを実施した上で認知症対応型共同生活介護計画を作成すること。	改善済
5月31日	グループホーム 花物語まちだ	株式会社 日本アメニティライフ協会	認知症対応型共同生活介護	なし	-
6月22日	グループホーム 花物語まちだナーシング	株式会社 日本アメニティライフ協会	認知症対応型共同生活介護	なし	-
6月22日	花織まちだ	株式会社 日本アメニティライフ協会	看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護従業者を必要数配置していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				サービス担当者会議では、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。	改善済
				居宅サービス計画を作成した際は、担当者に居宅サービス計画を交付し、個別サービス計画の提出を求めること。	改善済
6月27日	看護小規模多機能型居宅介護ハーモニー	医療法人社団創生会	看護小規模多機能型居宅介護	主治の医師に、看護小規模多機能型居宅介護計画を提出すること。	改善済
				看護小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり必要な設備及び備品等を備えること。	改善済
				看護小規模多機能型居宅介護計画を作成すること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を市長に届け出ること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
6月27日	町田病院指定 居宅介護支援 事業所	医療法人社団 創生会	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメント（解決すべき課題の把握）を実施していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				居宅サービス計画を作成した際は、担当者に交付すること。	改善済
				少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。	改善済
				主治の医師等の意見を求めた上で居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合は、居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
				モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合または居宅サービス計画を担当者に交付していない場合は、運営基準減算を適用すること。	改善済
				運営基準減算の適用を受けている場合は特定事業所加算を算定しないこと。	改善済
6月29日	ケアプランセンターふわり	町田ガス株式会社	居宅介護支援	なし	-
7月11日	ペンギンステイ南町田	社会医療法人社団 正志会	看護小規模多機能型居宅介護	なし	-
7月13日	そよ風定期巡回 まちだ	株式会社 SOYOKAZE	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし	-
7月20日	町田せりがやVILLAGE居宅介護支援事業所	医療法人社団 メディカルリンクス	居宅介護支援	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合には、主治の医師等の指示があることを確認すること。	改善済
7月25日	指定相談支援アットコレット根岸	株式会社A T	居宅介護支援	なし	-
7月25日	定期巡回随時対応型訪問介護看護アットプレオ根岸	株式会社A T	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし	-

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
7月28日	スマイル本町田	株式会社スマイル	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし	-
7月28日	スマイル本町田	株式会社スマイル	訪問介護	なし	-
8月22日	悠々園	社会福祉法人悠々会	介護老人福祉施設	指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済
				看護体制加算（Ⅱ）の算定に際しては、必要数の看護職員を配置すること。	改善済
8月31日	グランハート悠々園	社会福祉法人悠々会	介護老人福祉施設	なし	-
9月20日	花美郷	社会福祉法人竹清会	介護老人福祉施設	なし	-
9月25日	美郷	社会福祉法人竹清会	介護老人福祉施設	新規採用時研修を実施し、その内容等について記録すること。	改善済
9月28日	リハビリデイサービスリハフィット南成瀬	株式会社アイモジャパン	地域密着型通所介護	なし	-
10月12日	デイサービスふわりの家成瀬	株式会社ふわりケアサービス	地域密着型通所介護	なし	-
10月17日	合掌苑鶴間	社会福祉法人合掌苑	訪問介護	サービス提供責任者として配置する非常勤職員の勤務時間が、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達していないため、是正すること。	改善済
				訪問介護を提供した際には、利用者の心身の状況を記録すること。	改善済
10月17日	鶴のさと	社会福祉法人合掌苑	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。	改善済
				利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済

実地 指導日	事業所名	法人名	サービス 種別	文書による指摘事項	改善 状況
10月19日	リハテラス 町田駅前通り	株式会社 オン・ザ・プ ラネット	地域密着型 通所介護	指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録すること。	改善済
				地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付すること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				個別機能訓練加算に係る個別機能訓練を開始した後は、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、居宅における生活状況を確認すること。	改善済
				個別機能訓練計画の内容について、利用者又はその家族に対して分かりやすく説明を行い同意を得た上で、当該計画を交付すること。	改善済
10月26日	salon de みずき	特定非営利活 動法人 みずきの会	地域密着型 通所介護	なし	-
10月31日	デイサービス 木曽	社会福祉法人 七五三会	通所介護	指定通所介護を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録すること。	改善済
				通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得ること。また、当該通所介護計画を利用者に交付すること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				利用者又はその家族に対して、個別機能訓練の内容について分かりやすく説明を行い、同意を得ること。また、個別機能訓練計画を交付すること。	改善済
10月31日	居宅介護支援 事業所 いづ みの里木曽	社会福祉法人 七五三会	居宅介護支 援	介護支援専門員の資質向上のために必要な研修の機会を確保すること。	改善済
11月9日	愛笑リハビリ デイ リプラ ス	株式会社愛笑	地域密着型 通所介護	利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
11月16日	高齢者デイサービスセンター ぬくもりの園	社会福祉法人 嘉祥会	地域密着型 通所介護	生活相談員及び看護職員を必要数配置していない日があったため、是正すること。	改善済
				サービスの実施状況及び目標の達成状況を記録すること。	改善済
				おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。	改善済
11月16日	高齢者デイサービスセンター ぬくもりの園	社会福祉法人 嘉祥会	認知症対応型 通所介護	生活相談員を必要数配置していない日があったため、是正すること。	改善済
				サービスの実施状況及び目標の達成状況を記録すること。	改善済
				おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。	改善済
				個別機能訓練加算の個別機能訓練は、1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1人以上配置して行うこと。	改善済
				個別機能訓練加算の算定に当たっては、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。また、当該計画に基づいて行った個別機能訓練の内容を記録し、個別機能訓練の効果、実施方法等について評価を行うこと。	改善済
11月16日	共用型認知症対応型通所介護 ぬくもりの園	社会福祉法人 嘉祥会	認知症対応型 通所介護	サービスの実施状況及び目標の達成状況について記録を行うこと。また、利用者又は家族に説明を行うこと。	改善済
11月21日	リハステーション 木曽西	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	通所介護	個別機能訓練加算に係る個別機能訓練を開始した後は、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、居宅における生活状況を確認すること。	改善済
11月21日	パートナープラン 木曽西	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	居宅介護支援	なし	-
12月1日	スポーツデイサービス18	株式会社ダブルイーグル	地域密着型 通所介護	サービスの実施状況及び目標の達成状況について記録を行い、利用者又は家族に説明すること。	改善済
12月11日	まちだケアセンター	社会福祉法人 福音会	認知症対応型 通所介護	なし	-

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
12月11日	居宅介護支援事業所ふくいん	社会福祉法人福音会	居宅介護支援	なし	-
12月15日	居宅介護支援センターみぎわホーム	社会福祉法人南町田ちいろば会	居宅介護支援	利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
12月15日	訪問介護事業所みぎわホーム	社会福祉法人南町田ちいろば会	訪問介護	居宅サービス計画の作成に当たっては、アセスメント（解決すべき課題の把握）を行い、その結果を記録するとともに、当該記録を2年間保存すること。	改善済
				主治の医師等の意見を求めた上で居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合は、居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。	改善済
				福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、その利用の妥当性を検討すること。また、計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証すること。	改善済
12月19日	ふれあい町田居宅介護支援事業所	医療法人社団康心会	居宅介護支援	なし	-
12月21日	こんどう整形外科	医療法人社団泰大会	居宅介護支援	なし	-
1月16日	GTLケアプランセンター町田中町	グッドタイムリビング株式会社	居宅介護支援	なし	-
1月16日	GTLケアサービス 町田中町	グッドタイムリビング株式会社	訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護について、厚生労働大臣が定める要件を満たしていることを記録すること。	改善済
1月19日	ツクイ町田森野	株式会社ツクイ	居宅介護支援	なし	-
1月25日	コネクトケア町田	株式会社コネクトケア・アンド・パートナーズ	居宅介護支援	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済

実地 指導日	事業所名	法人名	サービス 種別	文書による指摘事項	改善 状況
1月30日	いづみの里 (居宅介護支 援)	社会福祉法人 七五三会	居宅介護支 援	主治の医師等の意見を求めた上で居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合は、居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。	改善済
				福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置付けた場合には、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証すること。	改善済
1月30日	いづみの里 (訪問介護)	社会福祉法人 七五三会	訪問介護	指定訪問介護を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録すること。	改善済
				訪問介護計画の作成に当たっては、アセスメントを実施すること。	改善済
				訪問介護計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、当該計画を利用者に交付すること。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得た上で、厚生労働大臣が定める要件に該当していることを記録すること。	改善済
2月15日	高ヶ坂ひかり 苑 居宅介護 支援	社会福祉法人 みどり福祉会	居宅介護支 援	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、その妥当性について検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること。	改善済
2月15日	高ヶ坂ひかり 苑 デイサー ビス	社会福祉法人 みどり福祉会	通所介護	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて通所介護計画を作成すること。	改善済
				通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行い、利用者又はその家族に説明すること。	改善済

実地 指導日	事業所名	法人名	サービス 種別	文書による指摘事項	改善 状況
2月21日	スマート町田	合同会社ス mart町田	居宅介護支 援	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメント（解決すべき課題の把握）を実施していない事例が見受けられたので是正すること	改善済
				主治の医師等の意見を求めた上で居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合は、居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。	改善済
				指定居宅介護支援事業所ごとに勤務表を作成すること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出る	改善済
				特定事業所集中減算の判定に係る書類を作成し、保存すること。	改善済
2月27日	ビーぷるケア	有限会社ピー プル	居宅介護支 援	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメント（解決すべき課題の把握）を実施していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
2月29日	NPO・ACTまち だ居宅介護支 援事業所	特定非営利活 動法人 ACT・ 人とまちづく り	居宅介護支 援	利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師等の意見を求め、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画は、意見を求めた主治の医師等に交付すること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済